

第二十四回国会
衆議院

内閣委員会法務委員会連合審査会議録第一号

(七二)

昭和三十一年二月九日(木曜日)
午後二時三十二分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 山本 参吉君

理事高橋 等君 理事保科善四郎君

理事受田 新吉君 理事下川儀太郎君

大坪 保雄君 大村 清一君

薄田 美朝君 宮澤 胤勇君

横井 太郎君 西ヶ久保盛光君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

西村 力弥君 細田 綱吉君

森 三樹二君

法務委員会

委員長 高橋 慎一君

理事池田 清志君 理事椎名 隆君

理事高瀬 傳君 理事福井 盛太君

理事佐竹 晴記君 小島 徹三君

世耕 弘一君 林 博君

花村 四郎君 宮澤 胤勇君

横井 太郎君 横川 重次君

神近 市子君 吉田 賢一君

出席國務大臣

法務大臣 牧野 良三君

出席政府委員

法務政務次官 松原 一彦君

内閣官房副長官 田中 榮一君

警視長(警察 庁刑事部長) 中川 董治君

検事(刑事局 長事務代理) 長戸 寛美君

委員外の出席者

内閣委員 安倍 三郎君

会専門員 法務委員 小本 貞一君

本日の会議に付した案件
總理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一号)

總理府設置法の一部を改正する法律案
總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

原子力委員会

原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の規定に

よりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○山本委員長 これより内閣委員会法
務委員会連合審査会を開会いたします。

私が議案の付託を受けました委員会
の委員長でありますので、本審査会の

委員長としての職務を行います。

總理府設置法の一部を改正する法律
案を議題とし、政府より提案理由の説
明を求めます。田中政府委員。

○田中(警)政府委員 概略だけをかい
つまずいて申し上げたいと存じます。

この売春協議会を設置いたしました
目的は、前の通常国会におきまして、
法務委員会におきまして、有力な審議
機関を設けて、その審議機関に於て
法案を検討して国会に早急に提出せよ
という付帯決議の線に沿ひまして、政
府といたしましてはまずこの法案の作
成にかゝる必要がございますので、そ
の法案の作成を準備いたしてございま
す。そのねらいをいたしましては、ま
ず売春の取締り、売春の防止の点と、
いまだ一つは売春婦の今後の保護更生、
並びに売春婦に転落せんとするその一
歩手前においてこれを保護いたした
い、いわゆる売春婦の保護更生、並び
に売春婦に転落せんとする一歩手前の
婦人を何とか保護したい、こういう二
つの観点から法案作成を急いでいるの
でございます。当初の計画といたしま
しては、売春防止法一本にいたしまし
て、その中に取締り、そのほか単純売
春も一切含める予定でおったのであり
ますが、単純売春の取締りにつきまし
ては、これがある事情のもとに削除す
る原則を立てまして、むしろ売春婦に
対して場所を提供するとか、そうした
不良の環境を作る業者とか、あるいは
こうした業態を誘致するような環境を
なるべく排除してしまひ、こういう観

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御賛同あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 これより質疑に入りま
す。通告がありますのでこれを許しま
す。吉田賢一君。

○吉田(警)委員 田中政府委員に伺
います。内閣において売春問題対策の協
議会なるものが設置せられ、各省のそ
れぞれの担当者がときどき協議をして
いる、こういうことを聞くのですが、
それは事実でありますか。ありとすれ
ば、いつごろからか、目下どういふ
うにその協議は進行しておるか、それ
をまず聞きたい。

○田中(警)政府委員 売春問題に関し
ましては、第二十二国会のあとを受け

まして、昨年の十月、売春問題を根本
的に解決したいというような考え
からいたしました、政府部内に売春問
題連絡協議会というものを設置いたし
ております。そして内閣官房副長官の
うち一名がその議長となりまして、各
省の連絡調整に當つておるわけであり
ます。私がその議長となりまして、現
在まで十一回の会合を開きまして、売
春問題の法案の作成その他につきまし
て慎重審議をいたしております。

○吉田(警)委員 十数回にわたつて慎
重審議、法案の作成その他の作業をし
ておられることは、まことに多いた
します。大体どういふ構想、どういふ方
向で、どういふ点が論議の焦点になつ

ておりましたか。あまり詳しくは要
りませんから、大体の御構想、方向、
問題点、そういうことだけ概略の御説
明をお願いします。

○田中(警)政府委員 概略だけをかい
つまずいて申し上げたいと存じます。

この売春協議会を設置いたしました
目的は、前の通常国会におきまして、
法務委員会におきまして、有力な審議
機関を設けて、その審議機関に於て
法案を検討して国会に早急に提出せよ
という付帯決議の線に沿ひまして、政
府といたしましてはまずこの法案の作
成にかゝる必要がございますので、そ
の法案の作成を準備いたしてございま
す。そのねらいをいたしましては、ま
ず売春の取締り、売春の防止の点と、
いまだ一つは売春婦の今後の保護更生、
並びに売春婦に転落せんとするその一
歩手前においてこれを保護いたした
い、いわゆる売春婦の保護更生、並び
に売春婦に転落せんとする一歩手前の
婦人を何とか保護したい、こういう二
つの観点から法案作成を急いでいるの
でございます。当初の計画といたしま
しては、売春防止法一本にいたしまし
て、その中に取締り、そのほか単純売
春も一切含める予定でおったのであり
ますが、単純売春の取締りにつきまし
ては、これがある事情のもとに削除す
る原則を立てまして、むしろ売春婦に
対して場所を提供するとか、そうした
不良の環境を作る業者とか、あるいは
こうした業態を誘致するような環境を
なるべく排除してしまひ、こういう観

第一類第一号(附屬の一)

内閣委員会法務委員会連合審査会議録第一号

昭和三十一年二月九日

第一

点に重点を置きまして、その法案の中に保護更生の点もつけ加える予定であつたのでありますが、この保護更生の法案は、売春防止法一本にすることに於いて、非常に木に竹を継いだような法案になるおそれがございますので、保護更生に関する法案は婦人の保護に關する法案として独立いたしました。この売春防止の法案と婦人保護に關する法案と二本立て進むことで、実はその内容を検討しておつたのでございます。

しかるに今回の予算の要求に際しまして、いろいろ国家財政の都合からいたしまして、この保護更生に関する予算の査定が思ふようにならなかつた、われわれの用途とするような理想的な予算の査定を受けられず、きわめて少い予算の査定を受けましたので、万やむを得ず後者の婦人の保護更生に關する法案は一応これを取りやめることにいたしました。法律とせず、これを厚生省なり労働省の行政措置に譲りまして、そして法案といたしましては売春防止の法案だけにしほりまして、ただいまこれを検討いたしました。ほぼ内容も整備いたしました。今回本委員会に付議されておりますこの総理府設置法の一部改正の法律案が、もし成立いたしましたならば、売春対策審議會を早急に開催いたします。この売春対策審議會におきまして、さらに私どもの関係の協議会におきまして作成いたしました案を十分に御検討願ひまして、その御検討を願つた上で国会に法案を提出いたしたい、かような考えでやっております。

○吉田(警)委員 そうしますと、売春法案作成の作業上、第一点としては単

純売春の条項がある事情によつて削除した、これは非常に重大なことであるが、順序上次の段階に伺うことといたしまして、そこであなたの方の今の連絡協議会、やがて提案されておる本法案に結実していくという過程の前提作業であつたかのように思ふのであります。あなたの方の、ただいまの連絡協議会のお仕事は、これは大体御説明の通りに、二十二国会におきまして法務委員会において売春禁止法に對する附帯決議が可決せられましたその趣旨に従つてなされておるものと、御説明等によつて了解するのであります。そういたしますと、この前の決議なるものは、御承知の通りに、昨年の七月十九日、當時の民主黨の御提案によつて可決せられたのであります。ただいま委員長席にある山本君が提案理由を説明せられたのであります。そこでこの決議によりますと「いわゆる売春等に関する諸問題は、文教、保健、道義、社会秩序並びに転落貧困家庭の扶助政策など各般に亘り、速かに抜本的総合施策を樹立しこれを實施する必要がある。仍て政府は、この際内閣に強力なる審議機關を設け、その議を経る行政措置、立法的措置、予算措置など総合対策を策定し、国会の審議を要するものについては次の通常国会に提出する、こういう趣旨が明らかに」なつておるのであります。そういういたしますと、ただいまの御説明によれば、保護更生施設につきましては、予算の要求も不満足な結果になつたらしいことが理由で取りやめることになつた、婦人保護法案を作るつもりであつたが、これは取りやめることになつた、そういうことを言われております。そ

うしてまた、第一にお述べになりました単純売春の取締りについては、これもこの際は触れない。ただ、場所の提供者であるとか業者であるとか、これを誘発するような環境に対して防止を目的とした法案にとどめる、こういうことになりまして、この決議趣旨にははなはだそぐわないので、まことに不満足千萬であると思ふのですけれども、この点については一体どうお考えになっておりますか。

○田中(警)政府委員 政府といたしましても、こういう順序で最初いたしたいと考えておつたのであります。売春等に関する決議の中に「政府は、この際内閣に強力なる審議機關を設け、その議を経る」ということになつておりますので、当初、通常国会が終りました際に、閣議決定に基づき事実上の審議機關を設けてやたらどうかという意見も政府内部にございまして、そういう手とり早い方法でやつてはどうかというところで、実はそういう意見があつたのであります。ところが各方面と連絡をいたしまして、法務委員長の御意見等も十分に聴取いたしました結果、それではいけない、むしろ法律の根拠に基づく審議機關を設けて、その審議機關によつて、さらに行政措置、立法措置、予算措置等総合対策を策定するという御意見がございましたので、今回総理府設置法の一部改正によりまして、この売春等に関する決議に基づきまして審議機關を設けることになつたわけでありまして、そこで、一方におきまして、政府といたしましては非常に苦慮いたしましたのでありますが、この審議機關にかけても恥かしくないような予

算を要求いたしました。厚生省、労働省、法務省、警察庁におきまして、この審議機關にかけましても政府としても十分に自信のある対策を立てるべく努力いたしまして、相当な予算額を要いたしましたのでございます。しかるに、われわれの努力がはなはだ微力でございます。残念ながら、今回の予算におきましては、辛うじて總合して五千万円の経費が計上されたのでございまして、さうな關係から、ただいま申しましたところの、第二の婦人の保護に關する法案というものを、独立の法案としてかけるということが非常に困難になつて参りましたので、やむを得ず行政措置ということになつたのであります。もちろん政府といたしましては、今後この審議機關を設けまして、この審議機關の御審議によりまして、さらによりよい対策を樹立いたしまして、本問題の解決に努力いたしたい、かような意図を持っておるわけでございます。

○吉田(警)委員 どうもこれは非常に重大な点にあなたはお触れになつておるのであります。大蔵大臣とか法務大臣がおられないのはなほ残念であります。幸い法務次官がおられるので法務次官にお尋ねするのですが、花村法務大臣は、さきに読み上げた売春等に関する附帯決議に關しては、その御趣旨を尊重して極力努力しますという趣旨を、御承知と思ひますが、二度繰り返しております。

(山本内閣委員長退席高橋法務委員長着席)

それでこの決議の趣旨は抜本的な総合施策ということが目標になつておる。當時法務委員会における論議の焦点

は、文教、保健、道義、社会秩序あるいは転落防止、各般の補助政策など、各般にわたつて、実に広範な論議がかわされたのであります。でありますので、この決議に盛り込まれたものと私は考えるのであります。そういういたしますれば、今田中政府委員が述べになつたごとくに、十五億円の予算を要求して五千万円に削られた。これはまじめにこの決議の趣旨を尊重して、売春対策各般の施策を行わんとする意思が政府にはなくなつた、決議の當時には法務大臣は責任のある答弁をしたけれども、その後大臣がかわつたやその意思がなくなつてしまつた、こういうことも考えざるを得ないのであります。この点についてあなたはどうお考えになつておるか。もっともきょうは大臣がおられないけれども、これは実に大事な点でありますから、そのつもりで一つ述べてもらいたい。

○松原政府委員 重大な御質問でございますから、やがて法務大臣が出席いたしますので、根本的な方策等に対する責任のあるお答えは法務大臣から申し上げると思ひます。

私はこの問題に對しては深く研究いたしておりますけれども、きわめて重大な問題でございまして、この根本対策は法律一本ではできないと思ふのでございます。それは純潔教育の問題があり、道徳の問題に根本を持っており、さらに保護方面に重きを置かなければなりません。法務省といたしましては、また一面いかなる罰則を持つことが適切であるかという担当をいたしておりますので、私も就任以来寄り寄り會議に出席していろいろ承わつておりますが、いよいよ責任の重いこと

と、範圍の大きいことと、影響に伴う諸般の問題が懸念しておることをば知って参りましたので、これは文教の面においててもよほど深く考えていかなくてはならないし、厚生省の方における婦人の保護、あるいは法務省におきましても単なる罰では済みませんので、現に東京地検などでは相談所を開設しましてやっておりますが、こういうような微々たる措置ではとても及びがつかぬと思ひまして、実は予算を要求いたしましたのでございますが、万やむを得ずかような予算の結果になつて参りましたので、私も責任を感じております。しかしこの売春対策は、ただ簡単な取締り法とかいふような問題でない、広い根を持つたものでございまして、今回新たに法律による審議機関ができて、御研究を願ひました上で、私も精一ぱい今後の対策に對しましては努力いたしたいと考へておる次第でございます。

○吉田(警)委員 今政務次官の御説明の中にもありましたように、やがて法務大臣が見えるのであります。時間間の関係もありますので、すみやかに御出席せられんことを御督促願ひたいと思ひます。

田中政府委員に伺ひますが、あなたの方では総括して各省の予算の要求の内容をつかんでおられるはずなのであります。十五億圓が何を用途としてはおられたかはつきりいたしません。大体の輪郭として何を目標にしておられたのだから、何を削られてしまったので五千万圓ということになつたのだから、それを簡単によろしくございませうから、一つ数字を御説明願ひたい。

○田中(農)政府委員 各省の予算の要求に對しましては、一応總理府において取りまとめて重複を避けるように連絡調整をとつたのであります。總理府の予算といたしましては、売春問題審議会に必要な経費といたしまして相当額を要求いたしました。それから厚生省関係といたしましては、まず婦人相談所を各都道府県に設置させる。これは知事が設置いたしましてその経費の八割程度を國が補助する、こういうわけでございます。

○吉田(警)委員 数字を言つて下さい。○田中(農)政府委員 總理府関係といたしましては、売春対策審議会費が要求額として百五十三万七千圓、それに対する査定額は五十三万七千圓であります。

厚生省関係といたしましては、婦人相談所設置費として要求額が二億六千六百四十七万圓ほどでございます。それに対して査定された額が四千萬元であります。

労働省といたしましては、婦人相談所、それから一時保護收容費補助金、これらの要求額が三千七百萬元ほどであります。それに対して査定された額は一千萬元であります。

それから法務省関係の経費であります。法務省関係の合計額は九億三百万圓ほどでありまして、それに対して査定された額は三百十萬元ほどであります。非常に少い額で査定を受けましてまことに困感いたしております。

それから警察庁関係は、要求額六千四百四十八万圓ほどに對して査定はゼロになつております。それから最高裁判所関係といたしましては、一億四千九百万圓であります。

が、それに対して査定はゼロということになつております。

○吉田(警)委員 そこで重ねてあなたにしっかりと答弁してもらいたい点が、あるのではありませんか、これは根本はやはり前国会での当院で決議された附帯決議の趣旨に沿ふことになつてゐるもので、今後この新たに立案されておる売春法を審議会で検討するつもりなのかどうか。そうではなしに、今予算で削られたような案に狭い範圍のそういうことにとどめるのか。言いかえしますと、審議会というものは、やはり前の決議の趣旨から出発した連絡協議会、そして各省々々から出ておられますから、それらの各方面における売春に関連するあらゆるものを取り上げて討議して審議するといふふうに、少くともそういう広い立場から問題をだんだん集約していけるべき私は筋である、こう思ふのであります。あらかじめ予算で、今の予算の査定がこういうふうになつたから、あれもゼロになつた、これもゼロになつた、それで遠慮してしまつて、そうして狭い範圍でいくというふうな、そうあるべきものではないと思ふのです。そういたしますと、最初あなたが述べたになつた保護、厚生に関する各般の施設は行政措置にゆだねる、また単純売春につきましては、これはある事情によつて削除する、こういうようなことを断定してかかつて、そして単に情報提供者、業者等、これを誘因するやうな若干のグループのものといったやうなものにこれを限定してかかるといふことは、第一は、はなはだしく決議の趣旨に違はつてゐるということ、また今日國

内の広い世論が、広汎な売春問題解決を求めているということに沿わないこととはなほだしい。この二点、実に私は政府は何をお考へになつておるのかと思ひます。これはやはり政府全体を代表して答弁するつもりで、あなたは一つ述べてもらいたい。

○田中(農)政府委員 この単純売春の問題でございまして、連絡協議会におきましては、今単純売春は、これをあつて事情で地方条例にまかして、國家の法令としてこれを取り締るといふことかどうか、こういう御議論もあるわけでありまして。そういう關係からいたしまして、協議会の案といたしましては、一応単純売春も取り締り得る案も作成されてございまして。これを一応甲案と申し上げます。それから今申し上げました単純売春につきましては、これは現在施行されております地方条例の取締りに一任いたしまして、國家の法令といたしましては、場所を提供するとか、前借を取り締りするとか、あるいはそのほかの売春をさける契約をした者を処罰するとか、そういう環境調整に重点を置いた法令、これをかりに乙案といたしますと、この甲乙両案の準備はいたしてございまして。従いまし

て私どもの考へといたしましては、今年でできるべき審議会にはこの単純売春をも取り締り得る甲案と、そうでない乙案と、この両方を付議いたしまして御検討願つたらどうかと思つております。従つて今政府として直ちに単純売春の取締りはやらないのだということをおし上げておるもの、ではないのでございまして。

それから審議会に對する予算との關係でございまして、当初のわれわれの考へといたしましては、審議会にかけても十分に御満足いくやうなものでございませうが、まず審議会において一応この程度の予算ならよろうという程度のものを要求したのであります。そして審議会におきまして予算の使い方その他について十分に御検討を願ひ、こういう意味におきまして強く財務当局にも要求をいたしたのでございまして、この点が先ほど申し上げましたところ、われわれの微力のいたすところで、予算の計上がなし得なかつたことは申しわけないと考へております。

○吉田(警)委員 國務大臣が見えましたが、一、二お尋ねいたします。大臣は熱心な売春問題の研究者でありますから、そこは明快な御答弁をお願いしたいのであります。

花村法務大臣が、去る第二十二國會の七月十九日の法務委員会におきまして、売春禁止法に付帶する決議が可決されました際、その決議の趣旨を極力尊重して善処します、こういう趣旨を二回にわたつて答弁せられておるのであります。そこで根本のお考え方や立場といたしまして、私は大臣がかわつたといへども鳩山内閣は依然として統一しておるのでありますし、またこの種の問題は何も大臣がおかりになつて変わるべき性質のものではないと思ひます。そこであなたも花村大臣が御答弁になつたごとくに、決議の趣旨を尊重していかれる御意思があるものと思ひますが、一つこの際念のために確認しておきたいと思ひますが、いかがですか。

○牧野國務大臣 守つて参ります。御安心下さい。

○吉田(賢)委員　そこで今の附帯決議の趣旨を讀んでみますと、売春に対して各般の問題がある。文教あり、保健あるいは社会秩序、転落貧困家庭の扶助政策等々、各般にわたって抜本的に総合施策の実施を必要とする、こういうことが断定されておるのであります。そこでこれに対して内閣は、行政措置を、あるいは立法措置を、予算措置を講ずる、こういうことになっておる。ところが今予算の経過を聞いてみますと、三十一年度一般会計の予算におきましては、総理府、法務省、厚生省あるいは警察庁、最高裁判所等々に至るまで、総計十五億円の予算を要求したけれども、あるいは零になり、あるいは数十分の一になりまして、僅々五千万円の予算しか最終決定になっておらない、こういうことであります。

これはあなたも閣員の一人として、国務大臣としての御責任があるわけでありまして、せつかくこの決議の趣旨を御尊重になるあなたの立場がじゅうりんとされてしまったことになると思はるうのであります。少くとも政府は責任を持って、各省が去年以来売春対策連絡協議会も設置して、総理府内部において十数回協議もされて法律の立案にもそれぞれ努力せられて、十五億円の予算を必要として各省から出して、それが五千万円に切られてしまふということとは、全くこれは出したものの面目もまるつぶれ、政府の売春対策に対する熱意なしと判断し得るような資料ともなり、実にこれはあなたの面目にもかかわつておる問題と思ふのであります。政府は社会情勢の変化としてやうな気がなくなつたのではないだろうかということさえ言う人もあるのであります。

またの信念を聞いておかないといけな

○吉田(賢)委員　そこで今の附帯決議の趣旨を讀んでみますと、売春に対して各般の問題がある。文教あり、保健あるいは社会秩序、転落貧困家庭の扶助政策等々、各般にわたって抜本的に総合施策の実施を必要とする、こういうことが断定されておるのであります。そこでこれに対して内閣は、行政措置を、あるいは立法措置を、予算措置を講ずる、こういうことになっておる。ところが今予算の経過を聞いてみますと、三十一年度一般会計の予算におきましては、総理府、法務省、厚生省あるいは警察庁、最高裁判所等々に至るまで、総計十五億円の予算を要求したけれども、あるいは零になり、あるいは数十分の一になりまして、僅々五千万円の予算しか最終決定になっておらない、こういうことであります。

○吉田(賢)委員　そこで今の問題は、これはあなたが自己の統率される役人の諸君のその上に立つての国務大臣の御責任の立場からは言えない発言であるのであります。けれどもこれはきょうは聞いけません。

○吉田(賢)委員　そこで今の問題は、これはあなたが自己の統率される役人の諸君のその上に立つての国務大臣の御責任の立場からは言えない発言であるのであります。けれどもこれはきょうは聞いけません。

きる人はここにはいないでしょう。それはまあ私だけだろうと思うが、私もここではその言葉を使えないのですよ。だから外国語を使うか、さもなくば隠語を使うのですが、それではどうも衆議院の委員会にはばからなければなりませんから、そこで言葉からずつとやっつけていかなければならぬ。それと戦後における一時的状態ということにあまりにとらわれないで、私は日本国の品位、新しい性道徳というものに着眼して、ほんとうにまじめにいきたい。ところが私が言うことが折々新聞記者にほんろう的に書かれる、これは新聞記者が悪いですよ、興味を持って書く、あれがいけない。ほんとうにまじめに、そしてほんとうにまん中へ手を突っ込んで解決するということをしたいのだから、もうそんな私を答弁に困らせないで、一緒にこの問題を解決したい。そんなにあなたに突っ込まれると答弁に困ります。きつと失言する。失言すると、失言のためにこの案の進行が悪くなるから、この程度でかんべんしてもらいたい。

○吉田(賢)委員 まことに春の風のように言われますと困ります。ところで政府が審議会を作ったり協議会を作ったりして、いろいろと衆智を集めて協議会がせつ々しく苦心惨たん答申をしても一向用いられないということになりますと、これはただいま提案されております審議会もやはり同じような不安を事前に与えるおそれもないではないのであります。政府はこういう審議会を持って、学者、専門家、その他の経験者等々から意見を徴して何かを得ようとするときには、これは申すまでもなくできるだけ尊重するのが根本の立

場でないかならぬと思えます。そこでこの協議会の出した答申によりまして、たとえば保安処分などにつきますと、やはり詳細に規定いたしておりますが、これらの保安的な処分事項というものは、やはり来たるべき売春法案の中に盛り込んでいくというふうなお考えをお持ちになっておられるかどうか。先に田中政府委員から伺いますと、どうもその辺については触れたくないような御答弁もあつたのであります。これはあなたも先に予算の数字にはとらわれない、精神を生かして完璧を期するというふうなお気持ちらしいので特に尋ねねばならぬのですが、やはりそういう方面にまづいろいろと立案していこうというお考えをお持ちでしょうか。大体この保安処分という問題の内容は非常に重大なことでございまして、これは防止にいたしまして、またはそのことの起つた後の対策にいたしまして、この取扱いいかんというところは非常に重大なことでございまして、せつ々くの売春立法の機会でありまして、これらの方面にも相当突っ込んで立案する御意思はございまいしょうか、いかがでしょうか。

○牧野國務大臣 ございまして。ございまして、私は委員会に現れたる保安処分というところが、人権の尊重の上において調和ができるかどうか非常に憂慮する。どうも形式論が多いのです。これじゃいかぬ。売春法というものは弱い婦人を助ける方がいい。国家が助け、社会が助ける。私は委員長のお許しと委員会の御同意を得て今晩大阪に立ち、あすは大阪でバー・フンシェーションの会がございまして、それに

出席して実はこの点に言及したいと思つて、ここに原稿を用意いたしておるのでございまして。といひますのは、日本のバー・フンシェーションというものは一体どれだけの仕事をしてくるのか、今現に問題になっている売春法に對しては、検事も判事も弁護士も学者も、すべての人が一つになつてこの問題に手をかしてくれ、そして社会的に解決してくれ、そしていたずらに委員会を私を困惑させるようなことのない空気を一緒に作つてこしらえよう。というのは、ほんとうのものを徹底的にこしらえようとすると人権問題に及んでくる、そののみならず、衆議院ではむやみに予算をばしがつていゝるが、そういう予算が容易にとれないというときには、社会的に金を集めて、社会事業として一つの方面を担任してくれないかぬといふことを私は述べたいと思つております。東京でこれに關することを述べましたら、牧野良三は儲越なことを言う、われわれに問題解決の責任を転嫁しようとしていゝるという陰口があつたそうです。それから重ねて発言いたしまして、転嫁するのじゃない、國民であるなら分担してくれ、あなた方はなぜ政府ばかりにまかしてゐるか、なぜ衆議院にばかりまかしてゐるか、こんな重大な問題に國民が社会的に燃え上つてやらないでどうするか、一体男が女を買つたり、売春などと言つても、だれが悪いのか、女じゃない、男が悪いのだ、しかもそれは戦後における風紀が乱れ、性道徳が極端に行つてゐるけれども、年ごろになつて性欲の満足をするのができないという社会状態を一体どう見るか、それでもつてこの問題が解決す

ると思ふのか、そこまで行かなければ形式的議論になつていけないといつて私は訴えたのである。そうか、わかると言つてくれましたから、お許しを得てあすは大阪に行つて、このことを大会の席上で述べたい、そのことも御了承下さい。そして本氣になつてこれを解決して下さい。議論はよしましやう、これは實際問題ですから、そういうことにするにどうか力をかけて下さい。僕の周囲には力が乏しい、それを私は必配しておりますから、今度の審議会の委員には特殊な人々を頼み、その人々には終始一貫私の周囲を守つてもらつて、予算措置に對しても、社会的な会合を催してもらつても、御尽力を得たいと思つておる次第であります。

○吉田(賢)委員 牧野法務大臣はこの問題について、根本からほんとうに社會の衆知を集めて解決したいという御熱意をお持ちであられるらしい。非常に私はそのことを多といたします。そこで、それであればほんとに裸になつたつもりでお互いに二、三の点をこの際検討しておかねばならぬと思つたのであります。私が今保安処分云々と申しましたが、これはあるいは一種の刑罰的ないしは刑事法的な考え方の印象を与えまして、私の多少言葉の不十分のためと思ひます。私は今の問題につきまして、たとえばあるいは婦人相談所の問題にいたしまして、ないしは転落防止等に対する各般の厚生施設などにはいたしまして、あなたが先にいふに、女にやない、男が悪いのだ、しかもそれは戦後における風紀が乱れ、性道徳が極端に行つてゐるけれども、年ごろになつて性欲の満足をするのができないという社会状態を一体どう見るか、それでもつてこの問題が解決す

ゆる氣の毒な婦人を対象にしたあらゆる施設というものを、國家は手を差し伸べるということを、大胆に、勇敢に、落ちるところなく漏れるところなく、この際施設をしなければならぬと思ふのであります。やはりこれは売春対策の重要な一環として、一面として取り上げていくのでなければならぬ法律になつてしまふと思ひます。この点は前々回の国会におきまして相當議論が上下されましたので、われわれも深く傾聴しながら、そういったことに今さらのごとく重要性を感じるものであります。でありますので、これはそういったいわば厚生省とか労働省とか、行政分面からいふならば、そういう方面から施設、これはやはり全面的に取り上げていって、そして売春問題解決の重要な一環として、もしくはこの法律案の内容として持つていくといふことをしなければ私は片手落ちになるのじゃないか、こう思ひますがどうお考えになりますか。

○牧野國務大臣 その点は全く同感でございまして。

○吉田(賢)委員 それからさらにそうなつて参りますと、これはどこで扱うかといふことにつきましても、やはり相當深い考慮を払つておかなければならぬ問題なのです。そのら、たとえば警察で扱うというふうなことも知識、経験、人格、設備、組織等の不十分なところで重大なる問題を扱うといふことはいかかと思ひますが、やはり裁判系統の國家機關によつて適當に扱うといふようなこともあるいは必要じゃないであらうか。あるいは厚生省にいたしまして、労働省にしても、相當有力な、何らかの施設を新設するといふ意

○牧野国務大臣 私は法律家で刑法が専門で、今法務大臣をやっているけれども、生まれながらにして人を罰するのがきらいな人でございます。だからどうかして罰しないようにと考え、検察庁にも人は罰してはならぬというところを述べましたところが、問題を起したのであります。そこは吉田さん、非常に新しい考えでいきなさいと思うのでございます。

○吉田(賢)委員 それから一般に業者の立場についてとかく世間に論議されておる件であります。法律を作りまして実施まで相当の猶予期間が要するという意見、あまり長く置いてはいかぬという意見等々、いろいろあるようであります。この点につきましましては経過規定の実施の時期というものにつまましてこれでも大事な点でありますから、相当お考えになっておると思いますが、いかがでございますか。

○牧野国務大臣 それは全部委員会の意見を尊重したいと思っております。○吉田(賢)委員 それでは最後に伺いますが、この委員会ができましたら、これは二十二国会の決議の趣旨も御尊重になるはずでありますので、国会が開会をするまでに立案して国会に出しになる、こうしなければ間に合いません。この前の決議には次の国会というところがたつてあります。これは政府と国会の公約と申しますか、こういう次第にもなっておりますので、相当努力してもらわねと間に合います。ところが、審議会を設けて審議会で立案し、討論し審議して、ぐずぐずしていると会期がだんだん終ってしまふ。衆議院で審議し、参議院でまた審議しなかつたらませんか。

ら、会期末になつてから出てくるといふことになりまして間に合いません。ということになればこれは政府の大きな食言だという結果になると思ふ。またこの審議会に満口して売春対策を延ばすんだという様な疑いも生ずるわけでありまして、これらの点につきましまして、この審議会によって本会期中に立案して提出する、そこまでお運びになるつもりであるかどうか。

○牧野国務大臣 三月のうちに審議会にはもう案をこしらえてもらいます。そこで四月にはあなた方と一緒に審議してかけ足でやつちやう。だから案がよいものになるように、そしてその案ができるまでの間にきつと新聞雑誌、あらゆる方面から世論のいいのが出ると思ふのです。そのうちには、審議会だといつてはつたらかさないで、私を通じて、また政府委員を頼んで、あなた方の御意見を盛るようにしてもらいたい。そしてできるだけ協力していただいて御希望に沿うようにし、世間から逃げたなんて言われることは一生の汚名ですから、それは私が防止いたします。人権上必ずやつてみせます。

○佐竹(晴)委員 ちよつと一、二お伺いしたいと思ひます。なかなか大臣はその道の通であられるようでありまして、そこで一つお教え願つておきたいのであります。お言葉によると売春婦とおっしゃつておる、そのお言葉の中に婦人が気の毒であるといつて、婦人を対象にするお言葉が出て参りました。ところがこの婦人でも売りと買ひがあるやうであります。そこでこの売る方はなるほど売春でもよろしうございまいしょうが、この買ひ方は相当の

対象とするものか、それともただいま私の述べておりますやうな諸般の問題について、十分これらに対して検討を加えて答申せよといふことを求めようとするのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○牧野国務大臣 お答えいたします。今佐竹委員の御質問のうちに、広い範囲でなければいけない、従つてこの法律は風紀を正すといふことを元にしたと手を組んでいまわしいところに入出入すること、むしろ外貨獲得の功勞者であるやうな顔をしてくる風習ができたといふことは、敗戦後の実に情ない状態でございます。多くのものはこれから出ておる。のみならず先ほど売春婦といふことを言つておられるけれども、協議会における権威は、売春とは何ぞやといふときに、不特定多数の者を相手として反対給付を受けて性交をするを言うに書いてありますけれども、性交とは何ぞやと委員から政府委員が質問を受けたら答えられない、そういう法律はこしらえてはならない。私は法務省の内部で戒めたのであります。従つてあなたが憂慮されておる通り、そしてあなたが各種の事実を御承知の通り、風紀を取り締まる、そうしてわれわれの性生活を正しく振興していかうという心持で制定したい、かような考えを持っておるわけでございます。

○佐竹(晴)委員 御飯を食ふたいときにお腹がすいたら、すぐに問題が解決いたします。おなかがいふおる者に食べさせないで、そしてお前は食欲を起してはならぬと、罰則をもつて取り締まるところに無理が出て参ります。○牧野国務大臣 私は、委員の顔ぶれを上手に選びますれば、心ずもつと早

す。こういったやうな問題も風紀々々といつて風紀を取り締まるということだけ——先ほど私の言ひました男の子にも売りのあれば買ひもあるし、女の子にも売りのあれば買ひもあるやうな状態でありまして、それだけに法規を通ずるかといふことを、直ちに法規その他によつて取り締まるやうな対象とすべきかどうかといふことについては、その根本的な問題に触れない。根本的なものに触れないで、表面に現われたいわけの風紀を取り締まるといつたやうなことではとてもこれは問題にならぬではないか。大臣のおっしゃる根本問題処理といふことならば、その疎通といふ面、これを通じて風紀をどうするかといふことを審議会において十分審議せしめ、その疎通する方法を答申せしめる方向にお立てなさるべきではないかと考えておるのであります。そういたしましたら、この審議会においてはかなりの日時を食うのではないかと私は思ふ。先ほど三月中に出させて、四月にはともどもにその案を審議してもらふ、こういう御意向のやうであります。果してそう参りましたら、私の憂えるところは、審議会といふものができますと、いつもありまうやうに、一年も二年も時間をゆつくり費して、答申をしるといつてもなかなかできない。その答申がおくれたときには一体どうなるであらうか。答申があなたの御希望のやうにせられて、今期国会中に法案を提出する運びに至ることを十分確信を持っておっしゃることができようか、この点を一つ確かめておきたいと思ふのであります。

○佐竹(晴)委員 御飯を食ふたいときにお腹がすいたら、すぐに問題が解決いたします。おなかがいふおる者に食べさせないで、そしてお前は食欲を起してはならぬと、罰則をもつて取り締まるところに無理が出て参ります。○牧野国務大臣 私は、委員の顔ぶれを上手に選びますれば、心ずもつと早

す。こういったやうな問題も風紀々々といつて風紀を取り締まるということだけ——先ほど私の言ひました男の子にも売りのあれば買ひもあるし、女の子にも売りのあれば買ひもあるやうな状態でありまして、それだけに法規を通ずるかといふことを、直ちに法規その他によつて取り締まるやうな対象とすべきかどうかといふことについては、その根本的な問題に触れない。根本的なものに触れないで、表面に現われたいわけの風紀を取り締まるといつたやうなことではとてもこれは問題にならぬではないか。大臣のおっしゃる根本問題処理といふことならば、その疎通といふ面、これを通じて風紀をどうするかといふことを審議会において十分審議せしめ、その疎通の方法を答申せしめる方向にお立てなさるべきではないかと考えておるのであります。そういたしましたら、この審議会においてはかなりの日時を食うのではないかと私は思ふ。先ほど三月中に出させて、四月にはともどもにその案を審議してもらふ、こういう御意向のやうであります。果してそう参りましたら、私の憂えるところは、審議会といふものができますと、いつもありまうやうに、一年も二年も時間をゆつくり費して、答申をしるといつてもなかなかできない。その答申がおくれたときには一体どうなるであらうか。答申があなたの御希望のやうにせられて、今期国会中に法案を提出する運びに至ることを十分確信を持っておっしゃることができようか、この点を一つ確かめておきたいと思ふのであります。

○佐竹(晴)委員 御飯を食ふたいときにお腹がすいたら、すぐに問題が解決いたします。おなかがいふおる者に食べさせないで、そしてお前は食欲を起してはならぬと、罰則をもつて取り締まるところに無理が出て参ります。○牧野国務大臣 私は、委員の顔ぶれを上手に選びますれば、心ずもつと早

く答申が得られると思います。もし答申を得られなければしょうがありません。牧野私案でも出すのです。そしてあなた方に縦横からこれを批判していただいて、そしてともかくも、もう法律を作るうじやございませんか。それくらいお互いに協力して下さい。そしてあなたのようなお考えを持っている人を少くとも半分は委員に入れたらいいと思つてゐるのです。そういうことを知つてゐる人が委員に入れば議論はしませんよ。あの議論というのは何か困らしてやろうとか、あげ足をとろうというので議論をするので、困らせという心持がなかつたら話は早い。私は夜を日に継いで、場合によつたら熱海か箱根に委員会を持っていつていいと思ふ。そしてそこで朝から晩までやつてもらふ。私は選挙法の改正もそういうことをやつてこしらへました。それくらいなエポックをこしらへるくらいに意欲でやりたいけれども、それを非難されると困るから、あなたの方でどうしてもそれくらいの意欲でやれよといつて支持してもらいたいと思ふ。

○佐竹(晴)委員

これは審議会を作る法案でございますから、私はこの程度にいたします。

○高橋委員

政府側に私から一点お伺ひしたいのですが、この売春対策審議会はもともと恒久性のある機関だ、こういうふうに見えるのですが、そう伺つていいですか。

○田中(榮)政府委員

その通りでございます。売春対策審議会は、単に政府の提案します法案を御検討を願うというだけでなくして、その実施されました法案がどのように実施されてお

○高橋委員

か、さらにまた情勢に応じて現在の制度を改善をしていかなければならぬ、こういうようなことにつきましても常時御研究なり御検討を願うという意味におきまして、恒久的な審議会として一応置いたかどうか、かように考へておる次第であります。

○神近委員

神近君。一問だけ関連して、牧野さんにお伺ひしたいのです。私も質問の通告を出しておきましたけれども、大体吉田委員の応答で内容がわかつたように思ひますので、一問だけ……さつき委員会の委員を、まあびつくりするような人選をするといふことをおっしゃつておりました。それで私にこころいふことを感じたのです。まああれわれがびつくりするといへば、大体売春制度を存続させておきたいといふような側の方々が委員に入るのじゃないか、といふことは、いろいろ業界の新聞を見ますと、これを存続させておきたいといふ人たちがこの委員の中に入るといふこと、委員会に何名なり獲得するといふ対国会の運動をするといふことを決議してゐるので

○神近委員

す。ところが私もびつくりさせるような人選とおっしゃるからには、頭の中に業者あるいはそれを代弁するような人といふ意味を含まれているかどうか、それを伺ひたい。

○牧野国務大臣

びつくりといふ言葉はちよつと行き過ぎている言葉であります。もしそういう言葉を使つたらかんなべんして下さい。ちよつと意表にお思ひにならないか——委員の候補者を出してきましたら、実にどうもおもしろくない人ばかりなんです。もう少しほんとうに世相に通じて、婦人に対

○神近委員

するほうどうの愛、敬愛の念を持つて社会を裏から理解するといふ人と思ひ切つて人選しようじゃないかといふことを、田中さんと相談しておるわけなんです。従つて今神近さん、あなたのおっしゃるような人を入れちゃ初めからいかぬ、不信任だ。そして世間にもそんなことがあるか。あなたの方にそういう運動があるだろうか。(田中(榮)政府委員「ございませぬ」と呼ぶ)私のところにはまだ一人もありません。ありませんから心配ありません。あれは新聞がふざけて書くのです。あれはいかぬ。この問題ではほんとうのことを伝えないうで、新聞記者諸君がこれをエソジョイするのです。これははなはだよくない。まじめに行きましよう。真剣に取り組んでいきたいと思ひます。どうか御安心下さい。

○神近委員

バー、アソシエーションへ今夜ですが、あすですかお出かけになるというので、ちよつと意外な感じがするのですが、そこに原稿をお持ちのようですけれども、やっぱりいつか御婦人方に言つたように、芸者は日本のシンボルだからあれは存続させようといふような意味の、それに類するような御発言があらはれないかといふことを、私は懸念するものでございませう。いろいろ御答弁を伺つてゐると、なかなか技術的にうまい、そして御表現もうまいと思ふのですけれども、そういう場合にちよつと行き過ぎをなさるようなことがあつて、その言質をとられるようなことがないように、ぜひ一つその集会では慎重に御行動をお願いしたいと思ひます。(笑聲)

○牧野国務大臣

実は神近さん、だから私は婦人の代表のお方、百人余りの

○高橋法務委員長

他に質疑がないようでございますから、本連合審査会は終了いたしました。これにて散会いたします。午後四時三十分散会

○高橋法務委員長

も、外国のガイド・ブックにきれいに書いてあるが、あれがいけない。だからあれをあのまゝにするには、まず芸者といふものをりっぱな芸能人に仕立てて、春をひさいだり何かしなくて、りっぱな社会上の地位を保つことのできる自由人にしなければならぬといふ説明をしたのであります。従つてひよつとすると大騒ぎをするかもしれないけれども、こういう意味で言うのでありますから、御安心下さい。けれども、まあ言わないでおります。(笑聲)

○高橋法務委員長

お方にも真剣になつておしかりをしたのです。私がフジヤマ・アノド・ゲイ・ヤ・ガールズといふ言葉を使つたのは、あれは牧野の言葉ではございませぬ。アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスのヨーロッパ各国の、日本の観光のガイド・ブックにあつたことを書いてゐる、日本のページには富士山が出て、下には五條橋の擬宝珠のところに、だらり結びと普通の芸者とが並んでゐる、その上にフジヤマ・アノド・ゲイ・ヤ・ガールズと書いてある。これは牧野が言うのじゃない、すでに五十年來外国人が言つておる。しかるに富士山はどこから見ても非難一つ打たれるものじゃない、しかるに芸者といふものはあらゆる方面から欠点がある、欠陥がある、こんなものを日本のシンボルにされてたまるか。私は三十年來、芸者界における風紀といふものを改めていかなければいかぬ、外国人に、金さえ稼げば日本に来て芸者といふものは自由自在になるといふような誤まつた観念を持たせてはならぬ、これにはどうしたらいいかといふことに苦勞を重ねてきたのです。あなたも國民だ、女だ、少しは日本といふものを考へて、婦人の生活を、しこつして長い間のわが花柳界といふものを、どうして是正したらいいかといふことを考へなければいかぬ、あまりにあなた方は無情だといふことを、非難ばかりしてゐるといつて、真剣に言つたのです。ところが今の若い人たちは外国のガイド・ブックなんか読んだことがないらしい。新聞社の諸君もそうらしい。だからあれは牧野の造語だといふ。あなたもそんなことを思つちゃいけません。あなたは外国通だからわかると思ひけれど